

## 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

### 1 労災保険の追加給付に係る改正

#### ○ 改正の趣旨

今般、毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたこと等により、スライド率や最低保障額が低くなっていた場合があったことを踏まえ、過少給付であった方については、その差額に相当する分等を追加給付として支給することとしている。

追加給付の支給額の算定に当たり、本年1月に公表した「再集計値」及び「給付のための推計値」を、スライド率等を計算する根拠となる「平均定期給与額」として用いるために、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22条。以下「労災則」という。）について所要の改正を行う。

（参考）

※ 労災年金及び休業（補償）給付の給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付することとしている。ただし、補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に一定のスライド率を乗じており、この算定の際に毎月勤労統計調査を利用している。また、給付基礎日額の最低保障額を算定する際にも、毎月勤労統計調査を利用している。

#### ○ 改正の内容

##### （1）スライド率等の算定方法

スライド率等の算定に当たり、保険給付等<sup>※</sup>の給付基礎日額の算定に用いる毎月勤労統計の平均定期給与額と同様に、「再集計値」及び毎月勤労統計を基礎として作成した「給付のための推計値」も用いることができるようにする。

（※）労災法による保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別給付金。

##### （2）追加給付の支給等

① 毎月勤労統計の「給付のための推計値」及び「再集計値」を用いて再計算した給付額が、再計算前の給付額を上回る場合、その差額に加算額を加えた額を保険給付等として支給する。

② ①の追加給付の額の計算は、支給すべき事由の異なる保険給付等の種類毎に行う。

### 2 介護（補償）給付及び介護料の額の引上げ

#### ○ 改正の趣旨

介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額は、これまで人事院勧告に基づく国家公務員給与のベア率の変動に応じて見直しを行うこととしていたところ、昨年度実施した実態調査を踏まえ、現状に合わせた見直しを行うこととした。

あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料（社会復帰促進等事業として実施）の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

○ 改正の内容

労災保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>165,150 円</u> （105,290 円）	<u>70,790 円</u> （57,190 円）
随時介護を要する者	<u>82,580 円</u> （52,650 円）	<u>35,400 円</u> （28,600 円）

※（ ）内は現行額

3 時間外労働等改善助成金の規定の整理

○ 改正の趣旨及び内容

労災則第 28 条第 1 項の時間外労働等改善助成金の支給要件として規定している勤務間インターバルについて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による、改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）第 2 条第 1 項と規定ぶりを統一するため、所要の改正を行う。

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日